

議案第 46 号

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

平成 29 年 10 月 25 日提出

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成 12 年横須賀市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 14 号様式（第 3 面）を次のように改める。

第14号様式（第3面）（指導に関する記録）																	
児童氏名																	
特別の教科								道徳									
学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子								
1								4									
2								5									
3								6									
特別活動の記録					行 動 の 記 録												
学年	観 点	内 容	学級活動	児童会活動	クラブ活動	学校行事	学年	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心
1							1										
2							2										
3							3										
4							4										
5							5										
6							6										
総合所見及び指導上参考となる諸事項																	
第1学年												第4学年					
第2学年												第5学年					
第3学年												第6学年					
出 欠 の 記 録																	
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備 考											
学年																	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	

第 14 号様式の 2（第 3 面）を次のように改める。

第 14 号様式の 2（第 3 面）

児童氏名

特別の教科 道徳							
学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
1			4				
2			5				
3			6				
総合的な学習の時間の記録							
学年	学習活動	観点		評価			
3							
4							
5							
6							
行動の記録							
1			4				
2			5				
3			6				
総合所見及び指導上参考となる諸事項							
第 1 学年				第 4 学年			
第 2 学年				第 5 学年			
第 3 学年				第 6 学年			
出席の記録							
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

（28文科初第604号 平成28年7月29日）から抜粋

1 道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について

道徳科の評価を行うに当たっては、小・中学校学習指導要領等第3章の児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」との規定の趣旨や、「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」

（平成26年10月21日中央教育審議会）の「道徳性の評価の基盤には、教員と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要」であり、道徳性の評価は「児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべき」との評価に当たっての考え方等を十分に踏まえる必要がある。具体的には以下の点に留意し、学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現することが適切である。

- (1) 児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、育むべき資質・能力を観点別に分節し、学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- (2) このため、道徳科については、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定しつつ見取ることが求められること。
- (3) 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- (4) 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- (5) その際、特に道徳教育の質的転換を図るという今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

2 多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善について

別添の専門家会議の報告を踏まえ、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善に向けて積極的に取り組むことが求められること。

3 小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の指導要録について

道徳科については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況等について記述による評価を行うこと。

文部科学省告示第六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき、小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成二十七年三月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則抜粋

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、
図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、
道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「及び体育」を「、体育及び外国語」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五十一条関係）

総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	特別の教科である道徳の授業時数	各教科の授業時数								区分		
					外国語	体育	家庭	図画工作	音楽	生活	理科	算数		社会	国語
八五〇	三四	/	/	三四	/	一〇二	/	六八	六八	一〇二	/	一三六	/	三〇六	第一学年
九一〇	三五	/	/	三五	/	一〇五	/	七〇	七〇	一〇五	/	一七五	/	三一五	第二学年
九八〇	三五	七〇	三五	三五	/	一〇五	/	六〇	六〇	九〇	一七五	七〇	二四五	第三学年	
一〇一五	三五	七〇	三五	三五	/	一〇五	/	六〇	六〇	一〇五	一七五	九〇	二四五	第四学年	
一〇一五	三五	七〇	/	三五	七〇	九〇	六〇	五〇	五〇	一〇五	一七五	一〇〇	一七五	第五学年	
一〇一五	三五	七〇	/	三五	七〇	九〇	五五	五〇	五〇	一〇五	一七五	一〇五	一七五	第六学年	

文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条及び第四十

九条の七の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣松野博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次のただし書を加える。

ただし、次項及び附則第三項の規定は平成三十年四月一日から施行する。
附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、小学校の各学年における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則別表第一の規定にかかわらず、附則別表第一に定める外国語活動の授業時数及び総授業時数を標準とする。ただし、同表に定める外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から十五を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則別表第一（附則第二項関係）

総授業時数	外国語活動の授業時数	区 分
八五〇	／	第一学年
九一〇	／	第二学年
九六〇	一五	第三学年
九九五	一五	第四学年
九九五	五〇	第五学年
九九五	五〇	第六学年

全改

第14号様式(第3面) (指導に関する記録)

児童氏名

特別活動の記録					行動の記録												
学年	観点	内容	学級活動	児童会活動	クラブ活動	学校行事	学年	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公徳心
1							1										
2							2										
3							3										
4							4										
5							5										
6							6										

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出欠の記録

学年	区分	授業日数	出席停止・急引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考	
1								
2								
3								
4								
5								
6								

全改

児童氏名

総合的な学習の時間の記録		
学年	学習活動	観点 評価
3		
4		
5		
6		

行動の記録	
1	4
2	5
3	6

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	第4学年
第2学年	第5学年
第3学年	第6学年

出席の記録						
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数
1						
2						
3						
4						
5						
6						

第14号様式（第3面）（指導に関する記録）

児童氏名

特別の教科 道徳

学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
1		4	
2		5	
3		6	

特別活動の記録					行動の記録												
学年	観点	内容	学級活動	児童会活動	クラブ活動	学校行事	学年	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公徳心
1							1										
2							2										
3							3										
4							4										
5							5										
6							6										

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出欠の記録

学年	区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							

第14号様式の2 (第3面)

児童氏名

特別の教科 道徳					
学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子	
1			4		
2			5		
3			6		

総合的な学習の時間の記録					
学年	学習活動	観点		評価	
3					
4					
5					
6					

行動の記録			
1		4	
2		5	
3		6	

総合所見及び指導に参考となる諸事項			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出欠の記録						
区分	授業日数	出席停止・ 急引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						